

**2024年度
被扶養者資格確認調査について
(概要について)**

大塚製薬健康保険組合
2024年8月13日作成

目次

1. 概要

1-1. 調査対象者および調査内容等	4～5頁
1-2. 「iBss WEB検認システム」を利用するにあたってのお知らせ.....	6頁
1-3. Q&A(大塚健保WEBサイトより抜粋)	7～9頁
1-4. 連絡事項	10頁
1-5. コールセンター等の設置について	11頁
1-6. 共同扶養について	12～13頁

1. 概要

1-1. 調査対象者および調査内容等

2024年度被扶養者資格確認調査	
調査対象者※	2023年12月31日以前に認定を受けた18歳以上（2024年4月1日、高校生は含まない）で、 大塚健保が収入確認を必要とした被扶養者
対象事業所	全社
調査内容	調査対象者について、年収総額（所得控除前の総収入）が認定基準額未満であるとともに、 被保険者の収入により「主として」生計が維持されていることの確認
調査期間	2024年9月2日（月）～2024年9月20日（金）
添付書類	※ 詳細は、次頁をご覧ください。 （例）・収入確認ができる証明書類（2023年分） ・別居の場合、直近3か月分（6～8月分）の仕送り証明書類など
調査方法	WEBシステム（iBss WEB検認システム）を利用した調査
委託先	日本システム技術株式会社（JAST） ¹ ¹ 会社概要: https://www.jast.jp/corporate/outline/

<変更点>

- 対象事業所: これまでは3グループに分け実施 ⇒ **今後は全事業所を対象**として実施し、**より正確な保険証の資格管理**を図ります
- **マイナンバー情報の活用**: 被扶養者の収入（課税）状況を取得することで調査対象者を絞り、**調査の効率化**を図ります。
- 提出書類: パート等で一時的な収入増加のある方は「事業主の証明書」をご提出ください（130万円の壁）

➤ 「添付書類」について

次の1および2を参考にご用意ください。

※ iBssの登録過程で、必要書類に関する詳細説明が表示されます。

※ ケースが重複している場合(例：学生＋パート・アルバイト)については、組み合わせてご提出ください。(複数選択)

※ 提出期限までの間に就職等で扶養を外れる見込みの方は、iBssの職業選択欄で「扶養削除予定(異動届提出予定)」を選択してください。添付書類の提出は不要となります。提出期限以降の削除予定者は書類を用意してご登録ください。

1. 必要書類

	職業等	収入等確認等ができる書類	取得先など
A	無職無収入	令和6年(2024年)度 課税(非課税)証明書	市区町村
B	学生	学生証または在学証明書 (※学生の場合、収入確認は不要です。)	学校
C	パート・アルバイト	令和5年(2023年)分 源泉徴収票または給与支払証明書等 *	勤務先
D	年金受給者	直近の年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構ほか
E	自営業	直近の確定申告書 * および収支内訳書	税務署
F	その他収入あり	傷病手当金または出産手当金の支給決定通知書、雇用保険受給資格者証、直近の確定申告書(配当金収入、不動産所得等) 等	税務署 ハローワーク 協会けんぽ等
G	海外居住(外国に赴任する被保険者に同行する者)	査証＋海外赴任辞令＋海外の公的機関が発行する居住証明書等 *	出入国在留管理庁 勤務先 海外の公的機関
H	海外居住(外国において留学をする学生)	査証＋学生証または在学証明書または入学証明書	出入国在留管理庁 学校
I	海外居住(就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者)	査証＋ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書	出入国在留管理庁 ボランティア機関

* 「130万円の壁」に該当する場合は「事業主の証明書」
(証明期間は令和5年1月から令和5年12月までの該当期間)

* 税務署の受付印のあるもの

* 海外赴任辞令と居住証明書を省略できる事業所
KJ・KK・大鵬・化学
・アース・アース環境
* 居住証明書等は日本語訳と
翻訳者の署名が必要

2. 別居の場合、上記1のほか生計維持の確認ができる書類

別居の場合、生計維持確認のための書類
(単身赴任および学生の場合を除く。)

直近3か月分(6～8月分)の仕送り証明書
銀行振込・送金控え、通帳コピー、現金書留控えなど
(送金者、受取者の氏名が確認できるもの。)

認定時は1か月分ですが、検認時は
3か月分とさせていただきます。

1-2. 「iBss WEB検認システム」を利用するにあたってのお知らせ

1. 大塚健保並びに委託先から一斉メールおよび不備等連絡メールを送信します。
不信なメールではございませんので、**メール内容につきまして、ご確認をお願い致します。**

＜配信先メールアドレス＞ 大塚健保: kenpo4765@otsuka.jp
日本システム技術株式会社: Otsuka_kennin@ibss.jp

2. 調査開始日(9月2日)よりシステムへログインいただけます。
 - 会社メールアドレスをお持ちの方: 9月2日に案内メールを配信致します。
メールに記載のURLよりシステムへログインしてください。
 - 会社メールアドレスをお持ちでない方: 別添リーフレット※をご参照ください。
9月2日より記載URLよりシステムへログインしてください。
3. システムへログイン後、操作マニュアル(別添)に従って**調査回答をお願いします。**

※「2024年度 健康保険被扶養者資格確認調査(リーフレット)」

1-3. Q & A(大塚健保WEBサイトより抜粋)

主なQ&Aについては次のとおりです。詳細は下記「大塚健保WEBサイト」に掲載しております。

<https://www.kenpo.gr.jp/opckenpo/contents/qa/qa08.html>

質問	回答
本調査は何のために行うのですか？	健康保険組合は、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通知等により、「認定後も扶養状況の確認を行うこと」となっているためです。届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにもつながる恐れがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
証明書類発行にともなう手数料等はどうなりますか？	申し訳ありません。手数料等のご自身でご負担願います。
登録情報セキュリティ対策は大丈夫ですか？	今回利用するWEBシステムについては、不正なアクセスに対する監視やSSI通信（インターネット上の情報を暗号化してデータ通信を行う）による情報セキュリティ対策が講じられています。
被扶養者になっている家族が表示されていませんが、追加申請する必要はありますか？	調査には今年度調査対象の方のみ表示されます。追加の必要はありません。
入院等により、自身で調査票の入力が出来ません。どうしたらよいでしょうか？	ご自身で調査票が入力出来ない場合は、 各社社会保険事務担当にご相談いただき代理入力を依頼 されるか、又はコールセンターにご連絡いただき代理入力を依頼してください。

質問	回答
マイナンバーの表示があるものでも、添付書類として提出しても問題ありませんか？	マイナンバー表示があるものは受け付けできません。もし表示のある場合は、マスキング等でご添付前に完全に消していただくようお願いします。
無職無収入の場合、証明書類はなにが必要ですか？	お住いの市区町村より課税（非課税）証明書入手いただき、ご提出ください。
被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額130万円を超えてしまいました。どうしたらよいでしょうか？	雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満の場合で、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増により130万円を超えた場合については、その旨を証明する「事業主の証明書」※（令和5年1月から12月までの該当期間の証明）をご提出いただくことにより、引き続き被扶養者認定は継続されます。 ※厚生労働省のWEBページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html）より書式をダウンロードしてください。 一方、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円を超える場合については、被扶養者から削除いただくこととなります。 ■iBss 【職業・収入】欄の選択肢より「扶養削除予定」を選択してください。調査票連絡欄には「〇月〇日・収入超過 異動届提出予定日〇月〇日」を追記し、調査票の提出をお願いします。添付資料は不要です。 ■被扶養者の削除 被扶養者の削除手続き方法については、大塚健保WEBサイト「被扶養者削除手続き」をご覧ください。なお、ご提出いただく健康保険被扶養者異動届・通知書の摘要欄には『被扶養者調査のため』と追記をお願いします。
被扶養者が就職したが、削除手続きができなかったため調査票に記載があります。どうすればよいでしょうか？	【職業・収入】欄の選択肢より「扶養削除予定」を選択してください。調査票連絡欄には「〇月〇日・就職 異動届提出予定日〇月〇日」を追記し、調査票の提出をお願いします。添付書類は不要です。 被扶養者の削除手続きについては、大塚健保WEBサイト「被扶養者削除手続き」をご覧ください。

質問	回答
昨年は無収入だったが、現在は働き始めて収入がある。どうすればよいでしょうか？	【職業・収入】欄の選択肢より「パート・アルバイト」を選択してください。調査票連絡欄には「〇月〇日・パート等勤務開始」「令和6年分年収見込み額：〇〇万円」を追記し、契約内容のわかるもの（例：雇用契約書等）の提出をお願いします。
昨年度一時所得（退職金・遺産・不動産売却収入・株式譲渡益等）がありました。一時的な収入でも被扶養者から外れなければならないでしょうか？	退職金等一時所得については、収入とみなしておりません。引き続き「主として被保険者に生計を維持」されていれば、被扶養者認定は継続されます。 一方、定期的な収入（例えば各種年金や配当金、雇用保険の失業給付など）は、すべて収入に含まれますので、その合計額が認定基準額未満でなければ被扶養者にはなれません。
仕送り額の証明書として、どのようなものの提出が必要でしょうか？	別居の場合の生計維持要件として、『毎月定期的に基準額以上の仕送りをしていること』が必要ですが、その証明書類として、銀行振込・送金控え、通帳コピー、現金書留控えなど、送金者と受取者の氏名および金額のわかるものの直近3か月分（6～8月）を提出いただくこととなります。 仕送り額について、詳しくは大塚健保WEBサイト「被扶養者の認定について」（4.生計維持関係）をご覧ください。
★ 私は提出期限までに退職するのですが、調査票を提出する必要がありますか？	<u>退職までに調査票をご提出ください。</u> なお、添付書類の取扱い等については、次のとおりお願いします。 (1)退職後、任意継続をされる方 ⇒調査票の連絡欄に「社員本人〇月〇日退職・任継」と追記し、必要な添付書類とともにご提出ください。 (2)退職後、任意継続をされない方 ⇒調査票の連絡欄に「社員本人〇月〇日退職・任継申請なし」と追記いただくことで、添付書類は不要です。

1-4. 連絡事項

✓ 提出期限遵守(WEB提出期限:9月20日)。

提出期限までに提出できない場合は、扶養から削除いただくことになります(削除日:2024年9月1日)。

※ やむを得ない理由があり、提出できない場合については、当組合までメールでご連絡ください。

大塚健保:kenpo4765@Otsuka.jp

✓ 認定基準を満たしていない場合は「被扶養者削除手続き」をお願いします。

➤ 提出いただく書類:

・健康保険被扶養者異動届・通知書(減員)

* 摘要欄に『被扶養者調査のため』と追記ください。

・減員される方の健康保険証 等

➤ 削除日:

・事由発生日(就職等で新たに保険証の資格を取得した日等)、又は2024年10月1日

※ 削除手続きについては、大塚健保WEBサイト「被扶養者削除手続き」をご覧ください。

➤ 提出先: 各社社会保険事務担当者様

1-5. コールセンター等の設置について

調査期間中、次のとおりコールセンター等を設置いたします。

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

※お電話でのお問い合わせの際は保険証の記号・番号・お名前(フルネーム)をお伺いしますので、保険証をお手元にご用意ください

※メールでのお問い合わせの際は、メール本文に保険証の記号・番号・お名前(フルネーム)の記載をお願いいたします

被扶養者資格確認調査用コールセンター等

委託先	日本システム技術株式会社(JAST)
連絡先	・電話:0120-020-071 土日祝を除く10時～17時(12時～13時除く) ・メール:otsuka_kennin@ibss.jp 24時間受付可・大塚健保専用
対応内容	・システム登録に関すること ・被扶養者資格確認調査に関すること
対応期間	2024年9月2日(月)～～2024年9月20日(以降も調査確認のご回答時にはご利用可能です)



お電話はAIによる自動応答です。
音声ガイダンスに沿ってご質問内容をお話してください。

- ・複雑なご質問内容とAIが判断したときはオペレーター対応となります。
- ・質問にお答えにならない場合はお電話が切れてしまいます。
ご質問が難しい場合は「オペレーターにつないでください」とお答えください。

1-6. 共同扶養について

➤ 共同扶養確認フロー

共同扶養者確認表

【共同扶養とは】

夫婦共働き等、同一世帯に、あなた以外に健康保険の「被保険者」が複数いる場合、主たる生計を維持しているもの（収入が多い者）の被扶養者としてすることとなっています。

《共同扶養者がいる場合》

- ・【調査票記入・修正画面】の共同扶養を「有」と入力
- ・共同扶養者の氏名、続柄および前年(1月～12月)の総収入額(税法上の所得額ではありません)を入力

《共同扶養者がいない場合》

- ・「無」と入力

共同扶養者確認スタート！

あなたの被扶養者について、それぞれご確認ください

被扶養者

配偶者(妻もしくは夫)

子ども

実父母

(同居の)義父母

上記以外(孫、兄弟姉妹)

調査票画面の登録方法

共同扶養者はいません → 「無」

①配偶者があなたの扶養に入っている場合 → 「無」

②配偶者があなたの扶養に入らず、健康保険の被保険者である場合 → 「有」※注

被扶養者の配偶者(実父母のどちらか一方を扶養の場合)または、あなたの兄弟姉妹が健康保険の被保険者である場合 → 「有」※注

被扶養者の配偶者(義父母のどちらか一方を扶養の場合)または、あなたの義兄弟姉妹ならびにあなたの配偶者が健康保険の被保険者である場合
→ 「有」※注

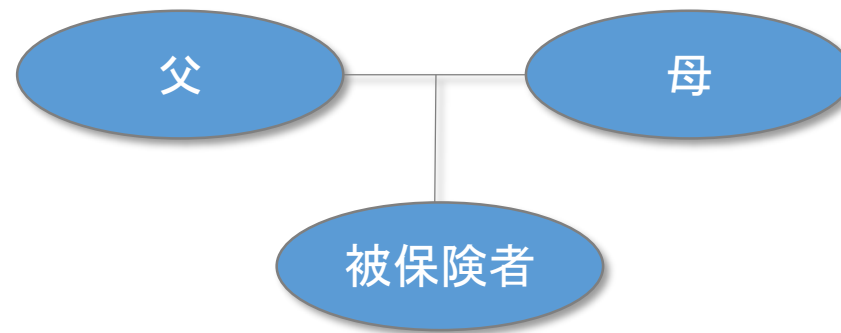
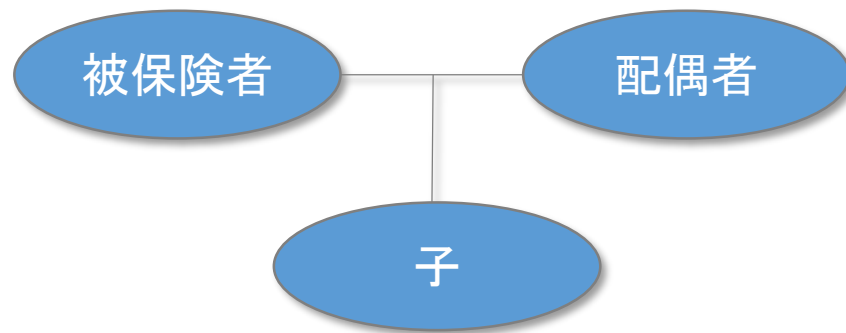
①同一世帯にご家族(健康保険の被保険者)が居れば共同扶養者です → 「有」

②被扶養者があなた以外のご家族(別居の健康保険の被保険者)より
仕送り等の援助を受けている場合 → 「有」

※注 共同扶養者が別居であって被扶養者へ仕送り等の援助をしていない場合 → 「無」
その他ご不明な点がございましたら当健保までご連絡下さい。

1-6. 共同扶養について

➤ 共同扶養の例



Case1: 夫婦共働きで配偶者が被保険者の場合

- ✓ 子は共同扶養「有」
- ✓ 続柄は「妻」

Case2: 配偶者が被扶養者の場合

- ✓ 配偶者と子は共同扶養「無」

Case3: 父母共に被保険者の被扶養者の場合

- ✓ 父母共に共同扶養「無」

Case4: 父(被保険者:年収140万円)、母(被保険者の被扶養者:年収100万円)の場合

- ✓ 母は共同扶養「有」
- ✓ 続柄は「父」

調査期間内(9/20(金)までに)
提出※が完了しますよう
ご協力の程宜しくお願い致します。

※ 提出:システムへの入力と必要書類のアップロード

